

BELS申請 料金表

株式会社 I-PEC

■ 一戸建ての住宅（新築・既存）

（税込・単位：円）

区分 A		申請料金 ^{※2、※3、※6}
単独申請		36,000
併願申請 ^{※1}	外皮（評価基準 5-1）	12,000
	外皮＋一次エネルギー（評価基準 5-2）	6,000

■ 共同住宅等^{※4、※5}【住戸の審査】（新築・既存）

区分 B		申請料金 ^{※2、※3、※6}	
単独申請	住戸の数	4 住戸以下 ^{※7} 33,000 × m	
	評価対象の住戸の床面積の合計	～300 m ² 以下	120,000 + 3,000 × m
		～2,000 m ² 以下	150,000 + 2,000 × m
		～5,000 m ² 以下	180,000 + 2,000 × m
		～10,000 m ² 以下	210,000 + 2,000 × m
	10,000 m ² 超え～	別途見積	
併願申請 ^{※1}	外皮（評価基準 5-1）	上記審査料金の 1/2 の額	
	外皮＋一次エネルギー（評価基準 5-2）	上記審査料金の 1/3 の額	

※ m・・・評価対象住戸数

■ 共同住宅等^{※4、※5}【建物全体の審査】（新築・既存）

区分 C		申請料金 ^{※2、※3、※6}
単独申請	下記表の合計	【表イ】＋【表ロ】
併願申請 ^{※1}	外皮（評価基準 5-1）	上記審査料金の 1/2 の額
	外皮＋一次エネルギー（評価基準 5-2）	上記審査料金の 1/3 の額

【表イ】（住戸）		住戸部料金	
単独申請	住戸の総数	4 住戸以下 ^{※7} 33,000 × M	
	全ての住戸の床面積の合計	～300 m ² 以下	120,000 + 3,000 × M
		～2,000 m ² 以下	150,000 + 2,000 × M
		～5,000 m ² 以下	180,000 + 2,000 × M
		～10,000 m ² 以下	210,000 + 2,000 × M
	10,000 m ² 超え～	別途見積	
【表ロ】（共用）		共用部料金	
単独申請	建物全体の床面積が 2,000 m ² 以下	共用部分に設置される設備が照明設備のみの場合	55,000
		上記以外	110,000
	建物全体の床面積が 2,000 m ² 超	共用部分に設置される設備が照明設備のみの場合	88,000
		上記以外	165,000

※ M・・・一棟の住戸総数

■ 申請料金の取扱いについて

- ※1 併願申請とは、下記の申請を当機関に同時申請した場合に適用する。
ただし、同一の計算内容等で合理的に審査できる場合に限る。
- ・設計住宅性能評価申請（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 若しくは等級 5 を適用に限る）
 - ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼
 - ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼
 - ・フラット 35S 設計検査申請（賃貸住宅の適合証明申請を含む）
 - ・断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 若しくは等級 5 を適用に限る）
- なお、減額した料金については千円未満を切り捨てる。
- ※2 計画変更に係る申請料金は、該当する上記区分 A、B 又 C のそれぞれの料金の 2 分の 1 を乗じた料金とする。ただし、当機関が交付した物件に限る。
なお、減額した料金については千円未満を切り捨てる。
- ※3 国土交通大臣が認めた型式住宅にあっては、適用される料金の 10 分の 8 を乗じた料金とする。（上記、※2 にも適用する）
ただし、評価する内容が合理的に審査できる場合に限る。
なお、減額した料金については千円未満を切り捨てる。
- ※4 店舗付き住宅又は長屋住宅は、共同住宅等に含まれる。
- ※5 共同住宅は、「住戸のみ」又は「住戸及び住戸の共用部」の評価を行っています。
なお、複合建築物（共同住宅に店舗等が併設された場合）の評価は行っていません。
- ※6 料金には「シール」又は「プレート等」の料金は含まれていません。
- ※7 住戸部分の床面積の合計が 300 m²以下のものに限る。
（当該床面積が 300 m²を超える場合は、床面積に応じた料金表を適用する。）
- * BELS 評価書を再発行する場合の料金は一通につき 4,000 円となります。

制定：平成28年 9月 16日
改訂：平成29年 4月 1日
改訂：令和 3年 4月 1日